

令和8年度離職者等再就職訓練事業 短期課程コース実施事業者募集要領 (第2四半期開講訓練科)

1 趣旨

本要領は、青森県（以下「県」という。）が、「令和8年度に実施する離職者等再就職訓練事業 短期課程コース（第2四半期開講訓練科）」（以下「訓練」という。）について、訓練の実施を希望する事業者を募集し、委託先としての要件を満たした事業者を選考することを目的とします。

選考された事業者については、訓練を所管する県の職業能力開発校において訓練の内容、日程、経費等の詳細を協議して整え、令和8年度において委託契約を締結するものとします。

2 実施事業者を募集するコース

令和8年度に開講する以下の訓練コースのうち、別表「訓練科一覧表」に記載の第2四半期開講訓練科とします。

3 訓練の内容

各仕様書で示すとおり。

4 応募資格

別紙1「訓練の応募資格に関する事項」のとおり。

5 委託費の上限

委託費の上限は訓練コース、対象の経費毎に異なります。

別添5「委託費の算定方法」のとおり。

6 スケジュール

別紙2「短期課程コース（第2四半期公募）実施日程」のとおり。

7 応募方法

別紙3「短期課程コース提案書作成要領」に基づいて提案書を作成し、次のとおり提出してください。

なお、提案書は、本要領に基づく手続きのためにのみ使用し、個人情報保護及び情報公開については県の関係条例に従い取り扱い、返却しないものとします。

(提出先)

〒030-8570 青森市長島一丁目 1-1

青森県経済産業部 産業イノベーション推進課 職業能力開発グループ (県庁南棟 4 階)

電 話 : 017 - 734 - 9415

メール : innovation@pref.aomori.lg.jp

(1) 提出部数

正本及び副本 (正本の写し可) 各 1 部と電子データ

※ 電子データは県のファイル転送サービスにより送付していただきます。提出期限の 5 日前を目安として、応募予定者登録に記載された担当者宛てに案内の電子メールを送付します。

(2) 提出期間

令和 8 年 4 月 24 日 (金) 正午までに持参するか、令和 8 年 4 月 23 日 (木) 郵送必着となるように提出してください。

(3) 応募予定者登録

要領等の補足及び質問への回答に関する連絡を円滑に行うため、応募予定者は原則として令和 8 年 4 月 15 日 (水) 正午までに上記に記載の提出先電子メールアドレスあてに、以下の項目について連絡してください。

- ① 件名「委託訓練提案応募予定者登録」
- ② 訓練科番号○番 訓練科名○○科
- ③ 事業者名・訓練施設
- ④ 担当者所属・職・氏名
- ⑤ 連絡先 (電話番号、電子メールアドレス、資料送付先住所)

(4) 留意事項

- ① 応募に要する経費は、全て応募者負担となります。
- ② 必要に応じて、提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。
- ③ 提出された書類は、青森県情報公開条例 (平成 1 1 年 1 2 月青森県条例第 5 5 号) に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象となりますので、御承知おきください。

8 要領に関する質問

本要領に関する質問は、電子メールでのみ受け付けます。

質問期限は、令和 8 年 4 月 21 日 (火) 正午までとし、質問及び回答は令和 8 年 4 月 23 日 (木) 以降に、特段の事情がない限り県のホームページに掲載します。(質問

の内容によっては質問期限前に掲載する場合があります。)

質問書の様式は任意としますが、件名を「令和8年度委託訓練 事業者募集要領に係る質問」とし、必ず以下の項目①～⑤を記載してください。

- ① 事業者名 ○○株式会社
- ② 実施施設名 ○○校
- ③ 訓練科番号○番 訓練科名○○科
- ④ 質問者の氏名
- ⑤ 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

9 審査方法及び審査結果通知

県において審査会を開催し、提案書の審査により訓練実施協議対象者を選考し、結果を令和8年5月15日（金）以降に書面により通知します。

審査は、提案書の各記載項目について要件の充足、カリキュラム内容、就職支援等を評点する方法により行います。なお、審査にあたり不明な点等についてのヒアリングやメール等による照会、補足資料などの提出を求める場合があります。

審査結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、あらかじめ御承知おきください。

10 契約

審査会において選定された事業者については、訓練を所管する県の職業能力開発校において訓練の科名、内容、訓練期間、日程、経費等の詳細を協議して整え、令和8年度において委託契約を締結するものとします。提案書で提出した経費の積算額で契約となるとは限りません。協議して整えた具体的な契約内容に基づき、再度見積もりをお願いします。

11 訓練コースにおける留意事項

(1) 就職実績に応じた委託費の支給を行う訓練コースにおける留意事項

イ 就職率が初めて35%未満となった場合の取扱い

委託先機関において実施した訓練コースの就職率が初めて35%未満となった場合、当該委託先機関がその後当該訓練コースと同一又は類似の訓練コース（以下「同種の訓練コース」という。）の実施を希望する場合（2回目）には、就職率が低調となった要因を分析し、訓練を所管する県の職業能力開発校に報告し、就職実績が向上するよう訓練内容の見直し又は就職支援体制の整備等就職支援内容

の見直しに関して改善指導・助言を受けた場合は、委託の対象とします。

ロ 就職率が2回連続して35%未満となった場合の取扱い

当該委託先機関が、助言・指導を受けたにもかかわらず2回連続して同種の訓練コースを実施して就職率が35%未満となった場合、それ以後直近の公募に当たって、当該委託先機関が2回目と同種の訓練コースを希望しても、当該訓練コースは委託の対象としません。

ただし、この場合において、2回目の訓練コースを実施して就職率が35%未満となった場合以後、直近の公募までの間において、その後に2回目と同種の訓練コースの実施に関して既に委託契約を締結又は締結を予定している場合には、委託者による改善指導・助言を受けることを前提に3回目の訓練コースを実施又は委託契約の締結、訓練実施を認めることとします。

この際、以後直近の公募までの間に、実施した3回目の訓練コースの就職率が35%以上となった場合に限り、当該委託先が3回目と同種の訓練コースの設定を希望する場合、委託の対象とすることとします。

(2) eラーニングコースにおける留意事項

イ 就職率が初めて35%未満となった場合の取扱い

eラーニングコースを実施した結果、就職率が35%未満であった場合は同種の訓練コースについて、次回の委託の対象としないことを原則とします。

ただし、就職率が低調となった要因を分析し、訓練を所管する県の職業能力開発校に報告し、就職率が向上するよう訓練内容又は就職支援体制の整備等就職支援内容の見直しの助言・指導を受けた場合は、委託の対象とします。

ロ 就職率が2回連続して35%未満となった場合の取扱い

当該委託先機関が、助言・指導を受けたにもかかわらず2回連続して就職率が35%未満であった場合は、それ以降において同種の訓練コースを希望しても、当該訓練コースは委託の対象としません。

なお、委託先機関が、独自に実施した訓練コースの就職率が35%以上となった場合は、改めて委託の対象とすることとします。